

第1章

計画策定の趣旨

1. 計画策定のねらい

吉賀町（以下「本町」という。）は、「自然の恵みに育まれ、人と共に生きる自立発展のまち」を将来像として掲げ、健康で安心して暮らせる「まち」を目指し、様々な環境衛生対策の推進を図っています。快適で安全に暮らせるまちづくりのためには、大量生産、大量消費、大量廃棄による社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくことが必要です。そのためには、住民や事業者、行政がそれぞれの立場で役割を認識し、様々な取り組みを実践することが重要です。

本町のごみ処理は、燃えるごみの焼却処理に加え、その他のごみは徹底した分別収集を実施して可能な限りの資源化等を進め、埋立物の削減を図るなど、適正処理に努めてきました。燃えるごみの焼却処理は、益田地区広域市町村圏組合にて運営管理する益田クリーンセンターで適正かつ安全に処理を行い、処理残渣は益田市の最終処分場に委託処理しています。そのほかのごみは、鹿足郡不燃物処理組合が運営管理する鹿足郡リサイクルプラザにて破碎・選別・梱包等の中間処理を行い資源化に努めています。

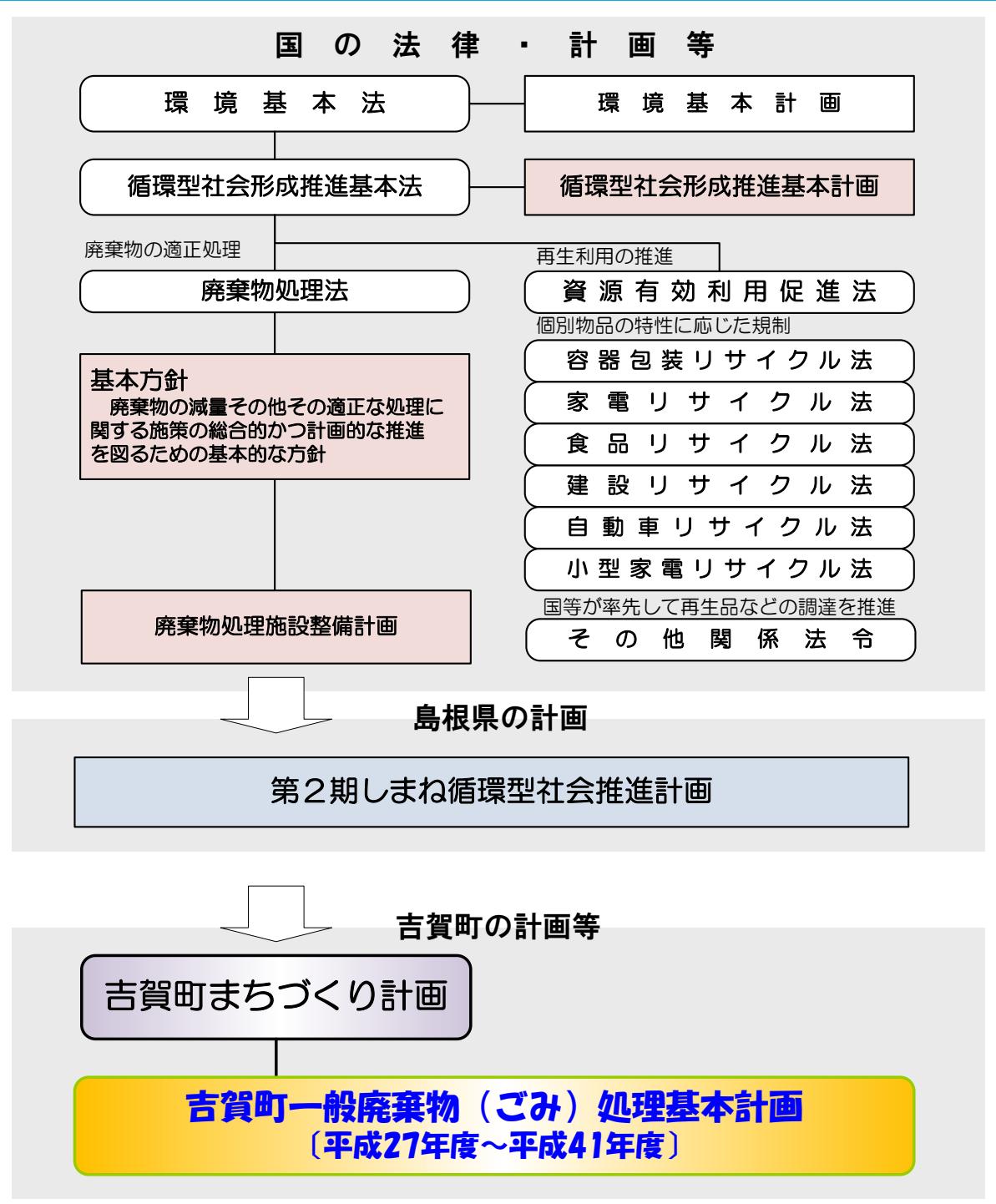
こうした状況において、本町の一般廃棄物（ごみ）処理について今後の処理方針を示すことが必要となりました。この「吉賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、こうした点を踏まえ、今後的一般廃棄物処理に関し、持続可能な循環型社会を形成していくための目標値を定め、これを達成するために住民・事業者の具体的な取り組み、さらに行政の施策を示したものです。

2. 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定したものです。

本計画は、図表1-1に示すように、国の法律・計画等並びに島根県の『第2期しまね循環型社会推進計画』と整合したものです。

◆図表1-1 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を計画目標とする 15 カ年計画とし、平成 31 年度をごみ排出抑制目標等の数値目標年度とします。

なお、本計画は概ね 5 年ごとに改訂します。

◆図表 1-2 計画の期間



※計画の期間等

計画の期間

- 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)によると 10~15 年とされている。

計画目標年度 ⇒ 平成 41 年度

- 計画目標年度は、計画の期間を 15 年間とし平成 41 年度とする。

基準年度 ⇒ 平成 25 年度

- 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年の平成 25 年度とする。

数値目標年度 ⇒ 平成 31 年度

- 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、本計画の中間年となる平成 31 年度とする。

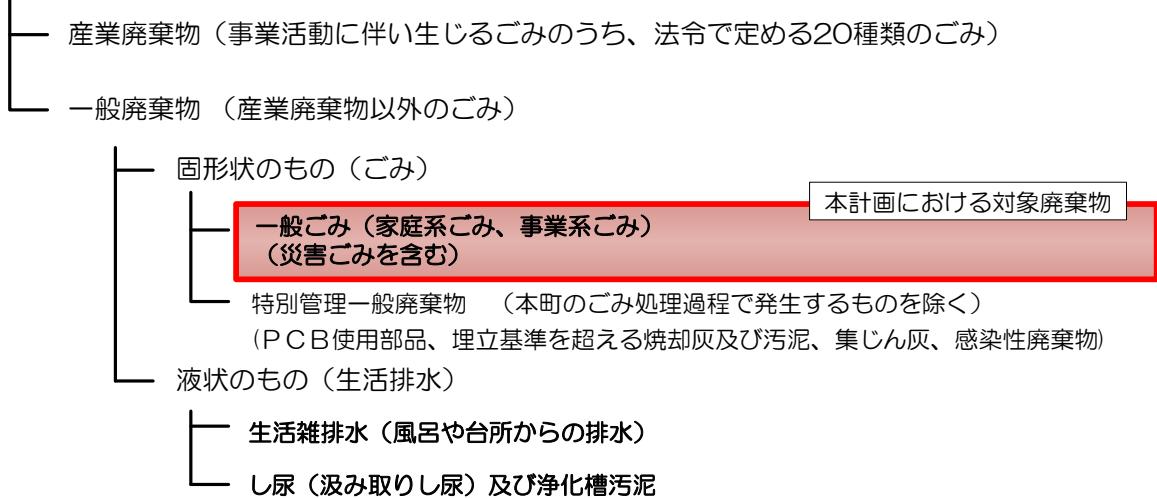
4. 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 のとおり一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは図表 1-4 のとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物

廃棄物〔占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの〕

* 放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とするごみとその扱い

区分	取扱
P C B 使用部品	本町では取り扱わない。製造業者等の引き取りとする。
集じん灰	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。 (本町管内のごみを処理する過程で発生するものを除く)
感染性廃棄物	本町では取り扱わない。専門業者の引き取りとする。
家電リサイクル法 対象品目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 (薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、衣類乾燥機は H21. 4. 1 施行)
パソコン	製造者等の引き取りとする。
その他本町で 指定する 処理困難物	以下のごみは、本町では取り扱わない。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼することとする。 ・ガスボンベ、油類・シンナー、塗料、農薬、火薬などの危険物 ・バイク、農業機器、自動販売機、営業用看板などの大型機材 ・建築廃材、瓦、ブロック、石材、解体廃材、石・土・砂などの家屋の改築、構造物の解体によって生じた不要物 ・タイヤ、バッテリー、ビニールシート、農業用シート など